貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附　則 ［1～5　略］ 6　個人顧客が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の患者その他新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により第十条の二十三第一項第四号ロ若しくは第十条の二十八第一項第三号ロの規定による事業計画、収支計画及び資金計画、第十条の二十三第二項第二号の二ロ(2)に定める書面又は同項第三号イ若しくは同項第四号ロに掲げる書面を提出することが困難となつた者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同法附則第一条の二第一項の政令で定める日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** ［1～5　同上］ ［項を加える。］

第十条の二十三第一項 第二号の二イ	三月	六月
第十条の二十三第一項 第四号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況
第十条の二十三第二項 第二号の二ロ(2)	書面	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた当該費用の見積額を記載した書面
第十条の二十三第二項 第四号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況
第十条の二十六第一項	一月	六月
第十条の二十八第一項 第一号ハ	三月	六月
第十条の二十八第一項 第三号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況